

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年 4月10日

住 所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏 名 旭星クリーン株式会社
代表取締役 茂田 真徳
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人 印



許可の年月日	平成30年 4月10日	許可番号	旭環指指令第300002号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第8項の2 (木くずの破碎施設)		
設置場所	北海道旭川市東鷹栖東2条3丁目137番地172		
処理能力	187.76t/日 (8時間)、23.47t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
留意事項	<ol style="list-style-type: none">施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)